

公印省略

27介第5号
平成27年4月21日

各保険者介護保険担当課長 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(指定係)

福岡県外部評価実施要領の改正について

このことについて、別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

- 改正の概要
指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者に関する文言を削除したこと。

問合せ先 指定係 TEL 092-643-3322 FAX 092-642-1504

福岡県外部評価実施要領

第1 趣旨

この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス指定基準」という。）第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス指定基準」という。）第86条第2項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「グループホーム」という）が受ける外部の者による評価（以下「外部評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各項目に掲げる用語の意義は、当該各項目に定めるところによる。

- (1) 外部評価機関 この要領に規定する要件を満たし県の選定を受けた法人をいう。
- (2) 外部評価調査員 第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うことができると認められる者であり、この要領に規定する要件を満たした者をいう。
- (3) 外部評価調査員養成研修 県が指定した法人が、この要領に規定するカリキュラムに沿って実施する研修をいう。

第3 外部評価の頻度

- 1 事業者は、その設置・運営するグループホームの事業所ごとに、年に1回以上自己評価及び外部評価を実施しなければならない。

なお、外部評価の実施に当たっては、前回の公表日（最終評価結果を保険者に提出し、受理された日をいう。）から1年以内に実施、公表できるよう努めることとする。

また、5年間継続して外部評価を実施している事業所で、以下の要件を満たすと認められた事業所は、次年度の外部評価については実施しなくてもよいものとする。

- ア 自己評価・外部評価結果及び目標達成計画を保険者に提出していること。
- イ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- ウ 運営推進会議に、事業所の存する保険者の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- エ 自己評価・外部評価結果のうち、外部評価項目の2、3、4、7（改正前外部評価項目3、5、6、9）の実践状況（外部評価）が適切であること。

- 2 上記の要件をすべて満たす事業所については、当該事業所の存する保険者に申請書（様式1）を提出するものとする。

保険者は、申請のあった事業所について、上記の要件をすべて満たしているかどうかの確認を行った後、要件を満たすと認められる事業所について、県に対し報告を行

い、当該事業所については、次年度の外部評価を実施しなくてもよいとすることについて、同意するものとする（様式1-2）。

- 3 県は、保険者からの報告を受け、次年度の外部評価の実施をしなくてもよいと認められる事業所について決定し、事業所及び保険者、外部評価機関に通知するものとする。

第4 外部評価機関の要件

外部評価機関は、次の各要件を満たさなければならない。

- (1) 法人であること。
- (2) 第7で定める要件を満たす外部評価調査員を、必要数確保していること。
- (3) 外部評価調査員のスキルアップのための研修体制を定めていること。
- (4) 認知症介護に関する学識経験者、グループホームの事業者、認知症高齢者等の家族の代表者からなる評価審査委員会を設置していること。
- (5) 評価結果について、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」に掲載して公表することとしていること。また、当該手続を行う担当者が配置されていること。
- (6) 次に掲げる諸規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。
 - ① 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、評価項目、アンケート調査項目、自己評価及び外部評価結果の項目、WAM NET による公表、緊急を要する事項を確認した場合（明らかな基準違反、利用者に被害が及んでいる又は及ぶ可能性がある場合等）の対応策を盛り込んだ外部評価実施要領
 - ② 外部評価の実施に関し、評価を受けようとするグループホームの事業者との間で締結する契約書の雛型
 - ③ 外部評価の実施に関し、利用者の家族に対して利用者の記録閲覧、居室入室等に関して同意を求める同意書及びその同意状況をグループホームに通知する様式の雛型
 - ④ 外部評価を実施した外部評価調査員への報酬に関する規程及びグループホームまでの旅費に関する規程
 - ⑤ 外部評価機関職員及び外部評価調査員が、職務上、知り得た個人情報等を正当な理由なく外部に漏らすことがないようにすること（退職後も含む）を定めた倫理規程
- (7) 認知症介護に関する相談窓口を設置し、外部評価を受けた事業所から、サービスの質の向上のために、評価結果に関する相談があった場合には、評価事業の一環として、助言指導を行うこととしていること。
- (8) 次の項目（外部評価機関の選定対象除外事項）のように、公平中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況にあるなど、県として当該法人に外部評価を行わせることが不相当と認める事由がないこと。
 - ① 当該法人が自ら介護保険事業者として指定を受け、事業を行っているとき。

- ② 当該法人の理事会等の構成員に、介護保険事業者の代表者、従業者等が過半数以上いるとき。
- ③ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営が見込まれないとき。
- ④ 当該法人及び関連する法人において、過去に外部評価機関の選定撤回や介護保険法に規定する事業者指定取消処分を受けたことがあること。
- ⑤ 次に掲げる者であること。
 - (i) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）。
 - (ii) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員に就任している者。
 - (iii) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者（暴力団員が事業主又は役員に就任している者、暴力団員が実質的に運営している者、暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者、契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者、暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者をいう。）
- ⑥ 公平かつ適正な事業運営が見込まれないとき。

第5 外部評価機関選定手続等

県は必要に応じ外部評価機関の選定を行うものとし、手続等については下記のとおりとする。

(1) 審査申込み

外部評価機関の選定を受けようとする法人は、福岡県保健医療介護部介護保険課に次の書類を提出し、審査を受けるものとする。

- ① 外部評価機関選定申込書（様式2）
- ② 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本
- ③ 事業運営計画、事業資金計画及び直近の決算報告書
- ④ 外部評価調査員名簿及び各調査員との雇用契約書等
- ⑤ 評価審査委員会の委員名簿及び各委員の就任承諾書
- ⑥ 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書
- ⑦ 評価手数料及びその算定根拠
- ⑧ 外部評価実施要領、グループホームとの契約書の雛形、利用者の記録閲覧・居室入室への同意を求める同意書の雛形及び倫理規定
- ⑨ 外部評価機関の選定対象除外事項に該当していないこと、及び、今後除外事項に該当するような事態が生じた場合には速やかに廃止届を提出する旨を定めた誓約書
- ⑩ 誓約書（様式2-2）

(2) 選定

県は、上記申請書等を審査し要件を満たしている場合は、外部評価機関として選定する。

この選定に当たっては文書をもって当該法人に通知する（様式3）とともに、管内グループホームに当該法人の名称、所在地、連絡先、評価手数料、外部評価調査員数等の情報を通知する。

また、県は、選定後において外部評価機関の要件を確認するため必要があると認めるときは、外部評価機関に対し、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

（3）変更

外部評価機関は、選定を受けた後に審査申込時に提出した書類の内容に変更が生じた場合には、変更後の当該書類を遅滞なく福岡県保健医療介護部介護保険課に提出する（様式4）。

（4）廃止

選定を受けた後に評価事業を廃止しようとするときは、事業終了予定の3ヶ月前までに廃止の理由を付して同課に届け出るものとする（様式5）。県は、当該届出を受理したときには、事後の外部評価が円滑に行われるよう、必要な措置を講じることとする。

第6 外部評価機関選定の撤回

県は、選定した外部評価機関がその要件を欠くに至った場合、公正中立な立場で評価を行うのにふさわしくない場合には、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合には選定を撤回するものとする（様式6）。

（1）撤回手続き及び留意事項

- ① 県は、選定した外部評価機関について選定の要件が具備されているかを確認するために、書類の提出を求め、外部評価機関の職員から状況を聴取し、必要な調査を行うことができるものとする。
- ② 外部評価機関は、上記調査等がなされるときは、積極的にこれに協力するものとする。
- ③ 県は、外部評価機関としての要件を欠く事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合には選定を撤回するものとする。
- ④ 県は、選定の撤回に当たっては、文書をもって通知する。

（2）不適正な事業運営に基づく選定撤回

県は、外部評価機関において、評価実施及び評価の確定に際して、事業者との金銭の授受による便宜供与等を行うなど、社会通念上、著しく不適正な事業運営を確認した場合には、上記手続き及び留意事項によらず速やかに選定を撤回するものとする。

第7 外部評価調査員の要件

外部評価調査員は、下記の要件をすべて満たさなければならない。

- （1）外部評価調査員は、県が指定した法人が実施する外部評価調査員養成研修を受講

しているものであること。

ただし、外部評価調査員が他県から転入する場合等、特段の事情がある場合には、他の都道府県又は他の都道府県が指定する法人において実施された外部評価調査員養成研修を既に修了している者であって、その内容が本県における外部評価調査員養成研修のカリキュラムと重複している場合には、本県における外部評価調査員養成研修を受講したものとみなすこととする。

(2) 第9に定める欠格事項のいずれにも該当しないこと。

第8 外部評価調査員の雇用形態等

外部評価機関は、外部評価調査員と雇用契約等を締結する。外部評価機関の指揮命令下にあつて、当該外部評価機関の外部評価員として外部評価業務に従事するのであれば、正社員、パートタイム従業者等、雇用形態は問わない。

ただし、外部評価調査員は、適正な外部評価を実施する観点から、複数の外部評価機関と雇用契約等を締結してはならない。

第9 外部評価調査員の欠格事項

下記の事項（欠格事項）に該当する者は、外部評価調査員として外部評価に従事することはできない。

- (1) グループホームを運営している法人の役員（役員、理事、評議員等）
- (2) グループホームの従業者（常勤、非常勤）
- (3) グループホームの事業への参入を予定している事業開発担当者等
- (4) グループホームの事業者への相談業務、コンサルタント業務等に従事するなど、自身の職業と関連性がある者
- (5) 地方自治体に勤務し、その業務内容が介護保険担当等直接グループホームに関係する者
- (6) 外部評価調査員として公平かつ適正な活動ができない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- (8) 法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者（暴力団員が事業主又は役員に就任している者、暴力団員が実質的に運営している者、暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者、契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者、暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者をいう。）

第10 外部評価調査員の義務

(1) 努力義務

外部評価調査員は、訪問調査に当たっては、グループホームの管理者・従業者等の

意見を十分に尊重し、よりよい介護の実現に向けて建設的な態度で臨まなければならない。

また、グループホームの通常の雰囲気壊すことがないように、細心の注意を払わなければならない。

このため、常日頃から、認知症介護に関する知識の習得に励み、幅広い視点から評価を実施し、改善の手がかりを提供できるような話し合いの場を提供できるよう努めなければならない。決して、自らの信条を押し付けたり、問題点を一方的に批判したりしてはならない。

(2) 守秘義務

外部評価調査員は、その職務に従事している間、及び、その職務に従事しなくなった後において、職務上、知り得たグループホーム、利用者及び利用者の家族等の秘密を漏らしてはならない。

(3) 報告義務

外部評価調査員は、訪問した際に、緊急を要する事項を確認した場合（明らかな基準違反、利用者に被害が及んでいる、又は及ぶ可能性がある場合等）には、その旨を直ちに外部評価機関に報告しなければならない。

第11 外部評価調査員養成等研修

外部評価調査員養成等研修は、別に定める福岡県外部評価調査員養成等研修に係る研修機関選定要領により県が指定した法人（以下「指定研修機関」という。）が実施する。

指定研修機関は、下記の場合について必要と認める場合には、県と協議の上、研修を実施するものとする。

研修の実施等に必要な費用は、外部評価機関が負担する。

- (1) 新規に外部評価調査員養成研修を実施する必要がある場合
- (2) 外部評価調査員養成研修修了者に対し、研修を実施する必要がある場合
- (3) 外部評価機関がフォローアップ研修の実施を依頼する場合

なお、指定研修機関は(1)の外部評価調査員養成研修を修了した者に対し、修了証（様式7）を交付するとともに、研修修了者について、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、県に提出し、当該指定研修機関においても管理するものとする。

第12 標準的なカリキュラム

外部評価調査員養成研修において、外部評価調査員が修了すべき研修の標準的なカリキュラムは以下のとおりとする。

- (1) 高齢者が地域で暮らし続けるための介護の理解
 - ① 地域での高齢者の暮らし
 - ② 認知症をもたらす病気
 - ③ 認知症の人の特徴とたどる経過
 - ④ これからの高齢者および認知症の人の介護

(2) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の基本的理解

- ① 歴史
- ② 特徴と役割
- ③ 制度の理解
- ④ 現状と課題

(3) サービス評価の必要性と目的

- ① サービス評価の目的
- ② サービス評価の位置付け
- ③ サービスの質の確認

(4) サービス評価の流れと手続き

- ① サービス評価の進め方
- ② 評価項目の内容と理解
- ③ 訪問調査の具体的な手法

(5) 人権について

(6) 外部評価の実習、実習を踏まえた調査方法、項目の理解

第13 フォローアップ研修等

各外部評価機関は、毎年所属する外部評価調査員を対象に、外部評価の実施技量の向上に向けたスキルアップ研修を実施する。

また、県は指定研修機関に、必要に応じて外部評価調査員全員を対象にフォローアップ研修を実施させ、外部評価を実施するうえでの留意点、問題点等について周知徹底を図る。

なお、フォローアップ研修の標準的なカリキュラムは以下のとおりとする。

(1) 外部評価制度の改正について

- ① 平成21年度の外部評価制度の改正について
- ② 介護サービス情報の公表制度と外部評価制度の趣旨及び目的等の理解

(2) 外部評価の課題整理（外部評価の今までの振り返り）

(3) 外部評価項目の内容、理解

- ① 外部評価項目の改定について
- ② 外部評価項目の内容

(4) 外部評価調査員の力量向上に向けて

- ① 事業所との対話方法（ヒアリング演習）
- ② 外部評価票の記入方法（記述演習）

(5) 人権について

(6) 研修のまとめ（筆記試験）

第14 外部評価の構成

外部評価は、当該機関に所属する複数の外部評価調査員（そのうち、主となる評価調

査員を主任評価調査員とする。)により実施された「書面調査」と「訪問調査」の結果を総合した上で、当該機関としての決定に基づき行う。

(1) 書面調査

ア グループホームの現況調査

評価を受けるグループホームから、以下の文書の送付を受けることにより行う。

- ① パンフレット
- ② 運営規程
- ③ 契約書、重要事項説明書
- ④ 介護計画書
- ⑤ 業務日誌等
- ⑥ グループホームにおける 1 日の概要がわかるもの（職員の勤務時間表、1 日のスケジュール、献立表）

イ 自己評価及び外部評価結果

評価を受けるグループホームから、自己評価及び外部評価結果（別紙 2）について、法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従事者と協議しながら実施した直近の自己評価結果等、必要事項について記した文書の送付を受けることにより行う。

ウ 利用者家族アンケート

外部評価機関は、利用者の家族に対し、評価を受けるグループホームを通じて「利用者家族等アンケート用紙」標準例（別紙 3）を配布し、回答については外部評価機関宛に直接送付を受けることにより家族アンケートを行う。

グループホームの代表者及び管理者等は、利用者家族の自由な意見を制限することにつながるため、アンケート結果を事前に提示するよう利用者に求めることや、アンケート結果を一括回収して外部評価機関に送付することを行ってはならない。

(2) 訪問調査

訪問調査は、書面調査（グループホームの現況調査、自己評価調査及び利用者家族アンケート）を実施した後に、外部評価調査員がグループホームを訪問し、自己評価及び外部評価項目標準例（別紙 1）についての調査を行うことにより実施する。

訪問調査は原則として 1 日とし、書面調査の結果を踏まえ、当該グループホームの運営状況の概要等について外部評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関して、質疑応答により状況調査を行う。

所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。

(3) 評価決定

主任外部評価調査員は、書面調査結果及び訪問調査結果を総合的に判断し、外部評価項目について、訪問調査を行った外部評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく評価報告書を外部評価機関宛に提出する。

当該機関は、主任外部評価調査員から報告書の提出を受けたときは、評価を受けたグループホームに対して、郵送又は電子メールにより同報告書の写しを送付し、意見がある場合には挙証資料を添付して、当該機関が定める日までに提出することができ

る旨を通知する。

評価を受けたグループホームから、通知期間内に意見及び挙証資料の提出があった場合には、この内容を踏まえ報告書の内容を検討し、当該機関としての評価結果を決定する。

評価を受けたグループホームから、意見がない場合には、この通知期間が経過した後に、外部評価調査員の報告書を踏まえ、当該機関としての評価結果を決定する。

第15 評価審査委員会

外部評価機関は、外部評価調査員の報告書又は評価を受けたグループホームからの意見等について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会を開催する。その審査結果を踏まえ、当該機関として評価結果を決定する。

なお、当該機関は、評価審査委員会における審査の結果、再度の書面調査・訪問調査を実施する必要があると判断した場合には、無償で実施することとする。

このほか、当審査委員会は、1年に1回を目途として定期的に開催することとし、年間の活動実績の検証、翌年度の事業計画の検討等を行うこととする。

第16 自己評価項目、外部評価項目及び評価結果

外部評価機関は、県が示した自己評価及び外部評価項目標準例（別紙1）の趣旨を踏まえて自己評価項目及び外部評価項目を作成するものとするが、県が定めた標準例の項目はすべて盛り込まなければならない。自己評価及び外部評価結果についても、県が示した標準例（別紙2）を踏まえて作成する。

ただし、平成22年3月末までは従前の評価項目及び調査結果報告書により実施するものとする。

アンケートの集計結果、自己評価と外部評価の比較検討等、グループホームにおけるケアサービスの質の向上に資する観点から必要な報告書については、各外部評価機関において様式を定め、報告するものとする。

第17 外部評価結果の開示

外部評価機関は、評価決定後、評価を受けたグループホームに評価結果を送付し、それを受けて事業所が作成した目標達成計画（別紙2-2）を回収した後、訪問調査の日から概ね一月半以内に、目標達成計画、自己評価及び外部評価結果を独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」に掲載する。

当該結果をグループホーム等に通知する際には、当該グループホームとしての評価結果に関する事後の改善状況をWAM NETに掲載する手続について、併せて情報提供する。

県は、これらの内容について、県のホームページからも閲覧できるように、WAM NETにリンクすることによって、利用者の利便性向上を図る。

また、外部評価を受けた事業所は、必要に応じて「サービス評価の実施と活用状況（別紙2-3）」を作成し、運営推進会議等において活用するものとする。

第 18 外部評価に関する苦情

グループホームは、外部評価の実施に際して、外部評価機関等に関する苦情がある場合には、当該機関に苦情を申し立てることができる。当該機関の対応によっても、依然として不服がある場合には、福岡県保健医療介護部介護保険課に対して苦情を申し立てることができる。

第 19 実績報告

- (1) 県は、外部評価機関から実績報告（別紙 4、5）、決算報告書及び事業資金計画書を受け、当該機関において改善または是正を要する事項等について審査するものとする。
- (2) 外部評価調査員養成等研修を実施した法人は、研修終了後、実績報告書（別紙 6）を県に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 1 月 17 日から実施する。

この要領は、平成 18 年 1 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 22 年 3 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

※ 平成24年度報酬改定Q&A(vol. 1)(平成24年3月16日) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の問142は削除する。

【小規模多機能型居宅介護】

○運営推進会議を活用した評価について

問160 小規模多機能型居宅介護の運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー（利用者、市町村職員、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等））が毎回参加することが必要となるのか。

(答)

毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。

ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。

問161 小規模多機能型居宅介護事業所が、平成27年度の評価について、改正前の制度に基づき、指定外部評価機関との間で既に実施契約を締結しているが、あくまでも改正後の手法により評価を行わなければならないのか。

(答)

改正前の制度に基づき、指定外部評価機関との間で既に実施契約を締結している指定小規模多機能型居宅介護事業者については、平成27年度に限り、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成27年3月27日付老振発第0327第4号・老老発第0327第1号）によりお示ししている評価手法によらず、改正前の制度に基づく外部評価を実施した上で、当該評価結果を運営推進会議に報告し公表することにより、改正省令に基づく評価を行ったものとみなして差し支えない。

○登録定員について

問162 小規模多機能型居宅介護の登録定員26人以上29人以下とする場合には、同時に、通い定員を16人以上にすることが必要となるのか。

(答)

登録定員を26人以上29人以下とする場合でも、必ずしも、通い定員の引上げを要するものではない。

通い定員を16人以上とするためには、登録定員が26人以上であって、居間及び食堂